

相知町伊岐佐漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、相知町伊岐佐漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、こい、ふな、おいかわ、かわむつ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象魚種、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出し、もしくはオンラインで行わなければならない。ただし、竿釣、投網、たも釣、網かご及びうけによる遊漁については口頭又はオンラインシステムで行うことができる。

3 組合は、第2項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該魚種の繁殖保護若しくは組合員又は他の遊漁者の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
竿 釣	1人2本まで
投 網	1人1統、目合い1.3cm以上、ただし、こい、ふなについては、目合い5cm以上
た も 網	1人1統、直径50cm以下
網 か ご	1人3個以内
う け	1人1個

2 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる漁具、漁法で遊漁してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あゆ、やまめ、こい、 ふな、おいかわ、 かわむつ、もくずがに	建 切 網

3 この漁場において船を使用しての投網による遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から 9月30日まで
こい・ふな	7月1日から翌年5月31日まで
おいかわ・かわむつ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	6月1日から12月31日まで

(体長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものはこれを採捕してはならない。

魚 種	体 長 等
やまめ	全長15cm以下のもの
こい	全長15cm以下のもの
もくずがに	甲羅長5cm以下のもの

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学生、高校生又は肢体不自由者の場合は2分の1に該当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣	1 日 1,000 円 1 年 3,000 円
	投網	
	たも網	1 日 1,000 円
やまめ	竿釣	1 日 1,000 円 1 年 3,000 円
こい・ふな	竿釣	
	投網	
おいかわ・かわむつ	竿釣	
	投網	
もくずがに	網かご	1 年 3,000 円
	うけ	

- 2 遊漁者は、次に掲げる場所又は、組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

納 付 場 所	所 在 地	電話番号
清流荘	相知町大字伊岐佐乙 511-5	0955-62-2211

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認を行ったときは、当該申請者に対し別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む）を交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は、組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証（別記様式第2号）を携帯し、かつ、漁場監

視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

遊 漁 承 認 証

(表面)

漁業許可書			
(魚 種)	(1 日 券、1 年 券)		
	月	日	限 り
氏 名 _____			
相知町伊岐佐漁業協同組合			印

(裏面)

〔注意事項〕
1、この券は本人に限り有効で、他人に貸与はできません。
2、漁場監視員の請求があった場合、直ちにご提示ください。
3、この券は紛失されても再発行いたしません。
4、魚類増殖保護上必要な法律、規則、制限はお守りください。

漁場監視員証

(表面)

漁場監視員証			
氏 名 _____			
住 所 _____			
有効期間			
平成	年	月	日～
平成	年	月	日
相知町伊岐佐漁業協同組合			印

(裏面)

注意事項
1、遊漁者に遊漁承認証の確認を行う。
2、遊漁規則違反者及び未遊漁承認者等については警告を行い、遊漁料を徴収し、遊漁承認証を交付する。
3、監視の際は監視員証を携帯し、腕章を付ける。
4、他人に貸与しない。